

長野市告示第 112 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 7 条の 3 第 1 項第 2 号及び同条第 6 項の規定により中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定します。

平成 19 年 5 月 21 日

長野市長 鷲 澤 正 一

1 中間検査を行う期間

平成 19 年 6 月 20 日から平成 22 年 3 月 31 日まで

2 中間検査を行う建築物

鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、階数が 3 以上かつ延べ面積が 500 平方メートルを超える建築物（法第 68 条の 20 の認証型式部材等を有する建築物及び法第 85 条の適用を受ける建築物を除く。）

3 指定する特定工程

- (1) 鉄骨造にあつては、基礎に鉄筋を配置する工事及び 1 階の建方工事
- (2) 鉄骨造以外の構造にあつては、基礎に鉄筋を配置する工事並びに 2 階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事
- (3) 前 2 号のうち、法第 7 条の 3 第 1 項第 1 号の規定で指定する工程を除く

4 指定する特定工程後の工程

- (1) 鉄骨造にあつては、基礎の鉄筋をコンクリートで覆う工事及び鉄骨の接合部分を覆う耐火被覆工事、内装工事、外装工事その他これらに類する工事
- (2) 鉄骨造以外の構造にあつては、基礎の鉄筋をコンクリートで覆う工事並びに 2 階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事

5 経過措置

平成 19 年 6 月 19 日以前に法第 6 条第 1 項若しくは第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認の申請又は法第 18 条第 2 項の規定による通知がされた建築物については、なお従前の例による。